

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア. 地域の人口構造について

住民基本台帳人口によると本市の人口は、令和7年1月31日現在、494,587人となっている。

平均年齢は44.72歳であり、15歳未満の年少人口が11.1%、15～64歳までの生産年齢人口が67.4%、65歳以上の老年人口が21.5%を占めている。

平成25年1月31日、平成30年1月31日、令和5年1月31日の住民基本台帳データと比較してみると、この12年で年少人口は年々減少しているものの、生産年齢人口及び老年人口が増加傾向であり、総人口は増加し続けている。(表1参照)

また、人口の地理的な分布については、市内で偏りなく分布している。

〈表1〉

市川市の住民基本台帳に基づいた人口推移

年度 (5年毎)	総人口	年少人口 15歳未満		生産年齢人口 15歳～64歳		老年人口 65歳以上		平均 年齢
		人口	割合	人口	割合	人口	割合	
平成25年	468,442	60,427	12.9%	321,216	68.6%	86,799	18.5%	42.07
平成30年	484,728	59,147	12.2%	324,106	66.9%	101,475	20.9%	43.18
令和5年	491,423	56,732	11.5%	328,812	66.9%	105,879	21.6%	44.38
令和7年	494,587	54,950	11.1%	333,214	67.4%	106,423	21.5%	44.72

※各年1月31日時点

イ. 産業構造及び中小企業者の実態について

事業所数でみると、市内の全産業14,040事業所のうち、「I 卸売業・小売業」が最も多く、2,458事業所で17.5%を占め、「K 不動産業・物品賃貸業」や「P 医療・福祉業」等がその次に続く。

また、全産業に占める事業所数の割合は、「K 不動産業・物品賃貸業」や「P 医療・福祉業」等の5分類において、千葉県全体の同割合を上回っているが、「I 卸売業・小売業」や「M 宿泊・飲食サービス業」等の11分類は千葉県全体の同割合を下回っている。(表2参照)

〈表 2〉

産業（大分類）別民営事業所の事業所数 ※事業内容等の不詳を含む

産業（大分類）		市川市		千葉県	
		事業所数	割合	事業所数	割合
全産業		14,040	100%	209,164	100%
A～B	農林漁業	12	0.1%	1,246	0.6%
C	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	71	0.03%
D	建設業	1,058	7.5%	20,004	9.6%
E	製造業	568	4.0%	10,411	5.0%
F	電器・ガス・熱供給・水道業	15	0.1%	345	0.2%
G	情報通信業	169	1.2%	1,960	0.9%
H	運輸業、郵便業	414	2.9%	5,724	2.7%
I	卸売業、小売業	2,458	17.5%	42,852	20.5%
J	金融業、保険業	135	1.0%	2,750	1.3%
K	不動産業、物品賃貸業	1,444	10.3%	13,083	6.3%
L	学術研究、専門・技術サービス	529	3.8%	8,008	3.8%
M	宿泊業、飲食サービス業	1,183	8.4%	20,661	9.9%
N	生活関連サービス業、娯楽業	1,067	7.6%	17,538	8.4%
O	教育、学習支援業	488	3.5%	6,595	3.2%
P	医療、福祉	1,313	9.4%	18,106	8.7%
Q	複合サービス事業	44	0.3%	946	0.5%
R	サービス業 （他に分類されないもの）	654	4.7%	12,389	5.9%

令和 3 年経済センサス-活動調査

「第 1-7 表 市区町村、産業（大分類）別、民営事業所数及び従業者数」より抜粋

市内の主要産業である製造業に関して、産業中分類別に製造品出荷額等を比較すると、製造業計の出荷額等の合計 31,703,062 万円の内、「22 鉄鋼業」の出荷額等は 14,335,003 万円で全体の 45.2%を占めており、続く「23 非鉄金属製造業」の 3,102,518 万円（9.8%）や、「17 石油製品・石炭製品製造業」の 2,174,849 万円（6.9%）と比較しても、その値は突出している。（表 3 参照）

〈表 3〉

産業（中分類）別製造品出荷額等（従業者 4 人以上の事業所）

（金額単位：万円）

産業（中分類）		市川市		千葉県	
		出荷額等	割合	出荷額等	割合
製造業計		31,703,062	100%	1,192,643,062	100%
09	食料品製造業	1,666,439	5.3%	159,269,988	13.4%
10	飲料・たばこ・飼料製造業	－	－	40,040,244	3.4%
11	繊維工業	81,989	0.3%	2,500,667	0.2%
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	×	－	6,496,408	0.5%
13	家具・装備品製造業	1,29,204	0.4%	10,168,991	0.9%
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	1,437,651	4.5%	13,790,282	1.2%
15	印刷・同関連業	728,401	2.3%	16,205,675	1.4%
16	化学工業	1,197,795	3.8%	204,199,436	17.1%
17	石油製品・石炭製品製造業	2,174,849	6.9%	276,449,869	23.2%
18	プラスチック製品製造業	821,828	2.6%	27,271,296	2.3%
19	ゴム製品製造業	×	－	3,843,322	0.3%
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	134,806	0.4%	970,861	0.1%
21	窯業・土石製品製造業	1,316,254	4.2%	29,452,740	2.5%
22	鉄鋼業	14,335,003	45.2%	139,343,588	11.7%
23	非鉄金属製造業	3,102,518	9.8%	39,713,339	3.3%
24	金属製品製造業	1,334,463	4.2%	67,369,103	5.6%
25	はん用機械器具製造業	478,130	1.5%	20,157,481	1.7%
26	生産用機械器具製造業	548,249	1.7%	49,777,293	4.2%
27	業務用機械器具製造業	828,622	2.6%	14,955,878	1.3%
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	68,975	0.2%	21,498,225	1.8%
29	電気機械器具製造業	263,753	0.8%	15,946,710	1.3%
30	情報通信機械器具	×	×	12,422,713	1.0%
31	輸送用機械器具製造業	200,578	0.63%	7,935,438	0.7%
32	その他の製造業	443,225	1.4%	12,863,515	1.1%

令和 2 年（2020 年）千葉県の工業 統計表その 1

「第 2 表 産業中分類別、事業所数、従業者数、製造品出荷額等、付加価値額の
累年比較、第 12 表 市区町村別、産業中分類別統計表」より抜粋

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内企業の国際競争力や企業体力の向上を図り、雇用の促進や市内経済の健全な発展を目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に20件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市には多様な産業が存在しており、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

市内全域に多様な産業が存在していることから、広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画の対象区域は市川市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小事業者であり、本市に本社又は事業所等を有する者とする。

ただし、次のいずれかに掲げる事業を行う事業者の場合は対象とならない。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定される性風俗関連特殊営業
- ・宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ・公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるもの、その他市長が不適当と認める事業

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(令和7年4月1日～令和9年3月31日までとする。)

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・事業者は市内の雇用に十分に配慮すること。なお、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・各事業者は先端設備等の導入により、周辺の環境の保全その他地域との共生を図るために必要な事項（大気汚染、水質汚染、騒音、悪臭、振動など）について配慮すること。
- ・本市税について適正な申告及び納付を行っていない者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。